

南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（堺市決定）

「南部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号の規定に基づく、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」（防災再開発促進地区）及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要

「別表のとおり」

別表

防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区)

| 番号 | 地区名 | 地区面積 | 地区の再開発、再整備等の主たる目標 | 防災街区に関する基本的方針 その他の土地利用計画の概要 | 建築物の更新の方針 | 都市施設及び地区防災施設 及び地区施設の整備の方針 | 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置 | 概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要 | 概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項 | その他必要に応じて定める事項 |
|-------|------|-------|---|---|---|--|---|------------------------------------|-------------------------------|------------------|
| 201-1 | 新湊地区 | 約54ha | 防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えを促進する。また、公共施設等を整備することにより、住環境を向上させ防災街区の構築を図る。 | 面的整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良質な住宅の供給を図る。 | 木造賃貸住宅等の建て替えによる建築物の不燃化・耐震化及び共同化・協調化を促進する。 | 都市計画道路出島百舌鳥線を防災上重要な道路として活用する。また、主要生活道路及び公園・広場等を整備する。 | | | | 住宅市街地総合整備事業(事業中) |